平成２７年（フ）第７４６４号
東京都杉並区井草２丁目２－６－203
債務者　安部　淳一
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４６５号
東京都目黒区東が丘１丁目21－15　東が丘荘
債務者　高橋　久枝
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４６７号
東京都練馬区旭町１丁目10－９－202
債務者　大井　義之
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４７０号
東京都墨田区八広１丁目27－５　上羽荘
債務者　須賀　一敬
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４７１号
東京都中野区大和町２丁目17－９－102
債務者　下岸　泰浩
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４７７号
東京都杉並区宮前４丁目25－３　三笠荘　１
債務者　伊藤　秀夫
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４８１号
東京都大田区西蒲田１丁目18－11　コンティニューⅡ107
債務者　西川　正夫
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４８３号
埼玉県川口市西川口１－40－23－501、住民票上の住所東京都渋谷区笹塚１丁目23－７　プレシティーⅠ　203
債務者　高野　真実
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４８８号
東京都狛江市和泉本町４丁目７－34－309
債務者　山崎　　久
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７６号
静岡県榛原郡吉田町神戸4029番地の２
債務者　齊藤　陽子（旧姓門田）
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９５号
北海道旭川市永山３条21丁目１番27号　マグノリア１－101
債務者　八尾師貴美
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９６号
北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛2152番地の２
債務者　赤塚　　豊
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９７号
北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛2152番地の２
債務者　赤塚　直子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５５８号
東京都町田市木曽東４丁目14番イ22－201号
債務者　内尾　　慧
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１２５９号
横浜市南区中村町４丁目274番地７
債務者　福井佐和子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部